

部 課 長 各 位

財 務 部 長 (公印省略)

令和 8 年度予算編成方針について

本年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2 0 2 5」においては、我が国の経済は緩やかに回復しているものの、アメリカの関税措置の影響や物価上昇の継続が及ぼす影響等に伴う景気の下振れリスクに注意する必要があるとしており、また、当面の経済財政運営としては、物価上昇を上回る賃上げを起点に、国民の所得と経済全体の生産性を向上させることで成長型経済への移行を実現し、人口減少を見据えた持続可能な「活力のある経済社会」の構築を目指すとしている。

そのような中で、本市の令和 8 年度収支見通しにおいては、歳出面では、人事院勧告に基づく人件費の増をはじめ、高齢化に伴う社会保障関連経費、老朽化が進む公共施設等の維持・更新・複合化にかかる経費、物価高騰による影響等々、歳出の大幅な増加をもたらす数多くの財政需要が見込まれている。一方、歳入の根幹である市税では、経済が回復基調にある中で、賃金の上昇等に伴い、税収の伸びも期待できるところではあるが、世界情勢や物価上昇等の影響を受ける可能性があることから、決して楽観視できる状況ではない。また、地方交付税についても、国税収入の上振れ等により、増加傾向にはあるものの、国の方針にも大きく左右され、飛躍的な増収を見込むことは難しい状況となっていることから、令和 8 年度はこれまで以上に厳しい予算査定となることが想定されている。

そうした中、限られた財源を適切に配分するという観点のもと、すべての事業について、前例踏襲の固定概念から脱却し、ゼロベース及びスクラップ・アンド・ビルドの視点で事業の必要性・費用対効果を検証し、財源に見合った事業規模に抑制していく等、あらゆる角度から創意工夫を行い、一般財源ができる限り縮小されるよう努められたい。

歳入予算については、常に「財源」を意識した中で、国・県補助金、その他助成金等の特定財源を最大限確保できるよう、国等の予算編成や制度改正の動向を把握し事業構築に取り組むとともに、更なる財源として、企業誘致の推進をはじめ、ふるさと納税受入額の拡大や企業版ふるさと納税による民間資金の活用、市有財産の有効活用、ネーミングライツ・広告事業の一層の拡充等、積極的な財源確保に取り組むものとする。

令和 8 年度予算要求における 1 次経費に分類される経常的経費にあつては、物価高騰の影響を鑑み、令和 7 年度当初予算の一般財源を上限に枠配分以内とすることを必須とし、超過する場合は各部局内で調整を行うこととする。3 次・4 次経費に分類される投資的経費・政策的経費にあつては、「重要施策検討会議」に諮った上での要求とし、年間

計画及び事業量を十分に精査し、次年度に繰越すことのないよう留意されたい。

予算要求にあたっては、複数の見積書を徴する等、過大過小な額とならないよう精査するとともに、積算においては、前年度予算対比ではなく、決算額をベースとして算出する等、不用額の縮減を図られたい。特に社会保障関連経費をはじめ、例年、多額の不用額が発生している事業については、安易に伸び率等を使用するのではなく、現状を踏まえた中で、より精緻な積算に努められたい。

特別会計においては、保険料等受益者負担により運営されていることを念頭に、更なる財源の確保に努めるとともに、歳出全般の節減に努め、財源不足を漫然と一般会計に依存しないこと。また、公営企業会計においては、独立採算の原則に基づき、徹底した経費の削減、更なる業務の合理化・効率化等により、一般会計への依存を可能な限り圧縮するよう努められたい。

部局長におかれては、所管課の予算編成及び調整を行っていただくとともに、会計年度任用職員をはじめとした人件費が大きく増額となっていることを踏まえ、部局内の業務量や繁忙期を的確に把握した上で、事務の効率化・スリム化に向けたマネジメントを最大限に発揮していただき、可能な限り人件費の抑制に努められたい。

この予算編成方針は、10月14日現在のものであり、令和8年度の国の予算及び地方財政計画等が確定しておらず、更なる歳出の削減が必要となることも予想されるため、引き続き注視していくこととする。